

第一百八回 参議院外務委員会會議録第四号

昭和六十二年五月二十五日(月曜日) 午前十一時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 宮澤 弘君  
理事 最上 進君  
松前 達郎君  
小西 博行君

委員 後藤 正夫君  
鳩山威一郎君  
林 健太郎君  
林田悠紀夫君  
原 文兵衛君  
中村 哲君  
矢田部 理君  
広中和歌子君  
立木 洋君  
田 英夫君

國務大臣 倉成 正君  
外務大臣 平 晃君  
防衛施設庁総務部長 渡辺 允君  
外務大臣官房審議官 柳井 俊二君  
外務大臣官房審議官 遠藤 哲也君  
外務省北米局長 藤井 宏昭君  
外務省欧亜局長 長谷川和年君  
外務省中近東アフリカ局長 恩田 宗君

外務省経済局次長 池田 勉彦君  
外務省経済協力局長 英 正道君  
外務省条約局長 齊藤 邦彦君  
外務省国際連合局長 中平 立君  
外務省情報調査局長 新井 弘一君  
事務局側 小杉 照夫君  
常任委員会専門員 半田 嘉弘君  
警察庁警備局警備課長 石川 達敏君  
法務省刑事局刑事課長 田島 高志君  
外務大臣官房文文化交流部長 大竹 勇二君  
運輸省航空局首席安全監察官

説明員

本日の會議に付した案件

○國際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○人質をとる行為に関する國際条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○商品の名称及び分類についての統一システムに関する國際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する國際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○民間航空機貿易に関する協定附屬書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○國際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)  
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宮澤弘君) ただいまから外務委員会を開会いたします。  
文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、商品の名称及び分類についての統一システムに関する國際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する國際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるの件、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する

条約の締結について承認を求めるの件、多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるの件、民間航空機貿易に関する協定附屬書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めるの件、國際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、國際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件、人質をとる行為に関する國際条約の締結について承認を求めるの件、人質をとる行為に関する國際条約の締結について承認を求めるの件、以上十一案件を便宜一括して議題といたします。  
十一案件のうち九案件については既に趣旨説明を聴取しておりますので、國際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件、人質をとる行為に関する國際条約の締結について承認を求めるの件の両件について政府から順次趣旨説明を聴取いたします。倉成外務大臣。  
○國務大臣(倉成正君) ただいま議題となりました國際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。  
この条約は、昭和四十八年十二月十四日に第二十八回國際連合総会において採択されたものであります。  
この条約は、元首、政府の長、外務大臣、外交官等國際的に保護される者に対する殺人、誘拐等

の侵害行為を犯罪として定め、その犯人の処罰、裁判権の設定、容疑者の引き渡し等について規定しております。

我が国がこの条約を締結することは、国際的なテロリズムを防止するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

次に、人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和五十四年十二月十七日に第三十四回国際連合総会において採択されたものであります。

この条約は、国際的なテロリズムとしての人質をとる行為を犯罪として定め、その犯人の処罰、裁判権の設定、容疑者の引き渡し等について規定しております。

我が国がこの条約を締結することは、国際的なテロリズムを防止するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

以上二件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(宮澤弘吉) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。

これより十一案件を一括して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松前達郎君 案件が十一ありますので、整理をしながらなるべくまとめ一つ一つ質問をさせていただきますかと思っております。

か、つかんでおられることがありましたら御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(遠藤哲也君) まずチェルノブイリの原子力発電所の原子炉の形態でございます。私必ずしも専門家じゃないので非常に詳しい御説明ができませんが、黒鉛を減速材としまして、軽水を冷却材としまして、日本にはない形の、つまりソ連にはこの型の原子炉が相当多いのでございまして、ソ連独特と申しますか、そういう炉でございまして、この炉にはもちろん長所もあるわけでございます。同時に短所としまして、いわゆる炉の中の温度が上がってきたときに核反応が進むという若干炉の特質的な問題もあつたみたいでございまして、いずれにしましても、去年の四月二十六日に発生しまして、この情報をまず最初にキャッチしましたのがスウェーデンの研究所、それから続きましてスウェーデンの原子力発電所がこの情報をキャッチしまして、これが四月二十七日、二十八日でございます。それでやつと二十八日の九時、したがって、事故発生以降相当たちまして、タス通信が非常に簡単な形でございまして、たゞ事故の発生を報道ということで、非常に残念でございまして、発生からソ連側によりまして事故の報道まで若干期間がたつたわけでございます。

○松前達郎君 チェルノブイリの原子力発電所の事故の今おっしゃいましたスウェーデンの情報です、それ以外にはどうも私も何か情報が入っていませんが、それ以外にはどうも私も何か情報が入ってないなかつたような気がするわけなんです、後になつてからでなければ、ランドサットでそのときの状況を写した、写したという情報によつて解析した結果は、確かに四号炉のところは真つ赤に温度が上がつていられるわけですね。その後S P O T の衛星等も、S P O T はモノクロですから見にくいんですけども、そういう衛星情報というのを何か使つて、各原子炉だけじゃないかもしませんが、そういう事故等について情報をとると、そういう話はその後出ておりませんか。

○政府委員(遠藤哲也君) 私も先生の御指摘のランドサットで撮りました衛星写真を見たことがあつたのでございまして、その他にはそういうのを私は承知しておりません。

○松前達郎君 今のランドサットのことは今後の課題かもしれません。

そこで、原子力事故の早期通報、それと今の緊急事態の発生の場合の援助、この二本が対象になるわけですが、この中を讀んでみますと、国境を越えて影響を与える事故というのが対象となる、こういうふうな書かれてあるわけなんです。我が国の場合には国境といつても陸地で隣接する国境はない、それから隣の国も多少距離がある、こういうことであります。我が国に一番近い原子炉では、国内の原子炉は別として、近海航行中の原子力推進の艦船、そういうふうなもの、あるいは入港中のもあります、主にアメリカの艦船になります。この場合はこの対象となるのかどうか。事故としてみても起つた場合は同じような結果となるわけですから、それについてはこの中ではどうも全然触れていないですね。これは除外されているのかもしませんが、その辺どういふいきさつになつていられるでしょうか。

○政府委員(遠藤哲也君) 先生御指摘のとおりでございます。普通の場合原子炉というのは陸上にある、それからこの条約がかなり典型的に想定してありますのは、国が隣接する場合のいわゆる典型的なケースを想定して、先生御指摘のように領海を越えてあるいは海を越えて云々というのはこれは特記されていなくてございまして、しかしながら、例えば先生御指摘の領海外の艦船が原子力事故を起こした、それが領海に入つてくる、これは「国境を越えて」という概念にきちつと当てはまるかどうかは別でございまして、領海に入つてくるのはもちろん当然のことながらこの通報条約の通報対象になると思つて、そういうふうな解しております。

○松前達郎君 そうしますと、艦船の場合事故が起つた場合には、これは核エネルギーの軍事利用になるわけですが、そういう軍事利用の場合も含まれるというふうな解釈してよろしいのか。

それから原子力推進の商船というのは、オット・ハーンももう退役しまして今ほとんどありませんが、たまに砕氷船などあります、そういう船舶も含めて対象として、要するに事故が起つたらすべて原子力の事故である以上この対象として考えるということに解釈してよろしいかどうか。

○政府委員(遠藤哲也君) まず、最初お答え申しますと、若干補足説明をさせていただきますと、この条約には義務通報と任意通報と二つを分けて書いてございまして、いわゆる普通の原子力事故につきましては、それが軍用のものであつてもあるいは民生用のものであつてもすべてこれは義務通報の対象になるというものでございまして、したがって、その艦船が軍用艦船であつたら、それは原子力商船であつたら、原子炉の事故から生じます影響というものは、事故につきましては通報対象になる、こういうことでございまして、しかしながら、通報条約の第三条にあるのでございまして、これは実はこの条約の討議のときにかなりとめまされたのは、多くの国は、とにかく軍用であつても民生用であつても事故は全部義務通報の対象にすべきだということに對しまして、一部の核兵器国が、いや軍事の原子力施設というものは除くべきである、こういうふうな意見の対立がございまして、結局、その妥協といたしまして、原子炉については軍用でも民生でも全部義務通報の対象、しかしながら核兵器とかあるいは核実験、こういうふうなものにつきましては任意通報ということにいわゆる妥協の産物として分けたわけでございます。したがって、先生御指摘の艦船の事故が原子炉の事故である限りにおいては、軍と民とを問わず全部義務通報の対象

になるわけでございます。

○松前達郎君 艦船の事故が原子炉事故である場合は軍民を問わないということでありますが、今のところ事故は余り起こっていないようですが、近海で時々原子力潜水艦が火災を起こしてみたり、いろんな事故を起こす場合がありますね。この火災の原因が何だかわからなければ通報の対象にならない。原子炉でないとすればそれつきりになってしまふ。そういうことなんです、ここまですり入って内容を説明してもらおうとか、そういうふうな義務を負わせるとかいうことはいわゆるか。もう原子力に限定されるということですか。

○政府委員(遠藤哲也君) 先生御指摘のようなことがございまして、いわゆる原子炉以外の事故については条約上は任意通報の対象になっていないのでございまして、他方、この条約が採択されましたときに、核兵器国である五カ国は、核兵器の実験なりあるいはそういったものにつきましても任意的に通報するという宣言をやっているのでもございます。したがって、私どもの期待としては、あらゆる原子力事故について通報があるものというふうな期待していいんじゃないかと思っております。

○松前達郎君 それからも一つ、今度は艦船じやなくて宇宙空間ですね。これもいろんな条約といいますが、国際的な取り決めがあると思うんですけれども、例えば人工衛星等にも原子炉を搭載するような場合に、これが事故を起こしておつてくる、要するに地球上に落下する場合は前にありまして、こういうふうな場合はやはりこの対象として考えるべきなんでしょうか。その辺は議論されたいでしょうか。

○政府委員(遠藤哲也君) 今の御指摘の件は、このいわゆる通報条約の第一条によりまして、義務的な通報、つまり原子炉搭載の人工衛星、あるいは発電電源としましてラジオアイソトープも積んでおる人工衛星もあるかと思っておりますけれども、その事故につきましても第一条によりまして義務

通報の対象になると解しております。

○松前達郎君 もう一つお伺いしたいんですが、我が国の場合、先ほどちょっと申し上げましたけれども、いわゆる非常に近接した隣国というか、隣の国がこのチェルノブイリのような状況とちよつと異なつた状況にありますので、いわゆる隣接する、国境を隔てるという概念がちよつと違ふんじゃないかと思つてます。しかし、やはりこの原子力関係の事故の場合には、その結果として風とかあるいはジェット気流とかなんとかに乗つてやつてきますから、風下の方は影響を受ける。現にチェルノブイリの場合も、風が何回か方向が変わつていきますから、それによつてスウェーデンの方が真つ先に影響を受けたとか、そういういろいろあるわけなんです。

我が国の場合は、隣国といつて、そういう関係で考えた場合には、原子炉を持つていてる国としては中国あるいは韓国、ソ連、こういうふうな国々があるわけなんです。この中で韓国がどうも見当たらぬんで、加緊しているかどうかというところでいろいろ調べてみますと韓国が見当たらないんですが、風の方向からいくと韓国は非常に日本には影響を及ぼす国じゃないかと思つて、対象国としては、我々としては一番重要な一つとして見るを得ないんですが、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(遠藤哲也君) 先生今御指摘のように、韓国には原子力発電所が現在六基、それから建設中ですか、これが三基ありまして、いわゆる原子力分野ではかなりの先進的な地位に到達しつつあるわけでございます。私どもなるべく早く韓国が二条約に加盟してもらいたいというふうな思つておりまして、実は先月末から今月にかけて三ツ林科学技術庁長官訪韓の際にも、この問題を韓国側が取り上げたわけでございますけれども、目下準備をしているところで、なるべく早くというお答えをいただきましたので、私どもとしても韓国が一刻も早くこの二条約に加盟することを期待しているわけでございます。

○松前達郎君 その辺ひとつ推進をしていただいで、できるだけ早く加盟してもらおうという方向でひとつ御努力いただければと思います。

原子力関係はそのぐらいいたいまして、次の問題として、文化交流に関する日本国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府との間の協定、日ソ文化交流協定と一言で言つていいと思つてますが、これについてお伺いをさせていただきます。この中を拝見しますと、「交流を奨励する」という言葉が盛んに出てくるわけなんです。この奨励するというのは、今までやつてきたような民間も含めた交流を大いにやりなさいというふうな程度にとらえていいの、あるいは政府として、外務省として何らかの具体的な奨励方法というものを用意されているのか、その辺をひとつお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○説明員(田島高志君) お答えいたします。この協定は、従来に比ばまして、政府間の交流のみを規定したのではなく、民間交流につきましても大いに拡大発展を図ろうという目的のもとにいろいろ規定が設けられております。したがって、特に民間の交流につきましては政府としてもそれを推進、奨励することにしよつたという意味で奨励という言葉が使われております。具体的にはどういふ措置を政府としてとるかという御質問の点でございますが、政府といたしましては、例えば国際交流基金にいろいろな助成措置がとられるようになっておりまして、そういう助成措置を図るとか、あるいはこの協定に基づきまして今日日ソ間に文化交流委員会が設けられることになっております。したがって、その文化交流委員会の場において、民間の交流の問題も含めまして拡大発展を遂げるようにソ連側と政府とでも話し合いを行うとか、あるいはその文化交流委員会が二カ年間の計画もつくることになつておりまして、そういう計画の中に民間の交流につきましても目標を掲げるとか、いろいろな措置をとることを考えております。

○松前達郎君 奨励するというのはそういうこと

で、今おつしやいました交流基金とかそういうものを通じて奨励をしていく、あるいは委員会等で検討されたものについてはバックアップしていく、こういうふうな今おつしやつたと思つていただいても、もう一つ、「機会を与える」という言葉があるんですね。例えば展示会とか演奏会、これは今日まで数多くの行事が行われてきておるわけですね。とりわけ最近ではソ連のピアノのブーニンですか、演奏会があつてブームになつたようなこともあつたわけでありまして、政府レベルでこれらの交流のためにテレビとかラジオに出演させる機会を与える、こういうふうな表現になつておるわけですが、これは今日まで行つてきた内容と内容的にはそんなに変わらないようにも思つてますが、これについてもやはり奨励するということの意味が含まれていると解釈してよろしゅうございませうか。

○説明員(田島高志君) お答えいたします。おつしやるとおり、奨励するという言葉と機会を与えるという言葉には共通する点があると存じます。機会を与えるという場合には、そのような催し物、例えば映画祭とかその他の政府レベルあるいは民間レベルで行う交流につきましてもそういう場を設けることを積極的に妨げることではない、奨励するという言葉と共通する意味を持つております。

○松前達郎君 こういつた行事の奨励等、あるいはそのほか学術的な面も含めて、あるいは教育の面も入つていますが、これは文部省との関連が非常に深くなつてくるんですね。ですから、その辺よつほど連絡を密にしておいていただかないとちよつとちよつた問題を取り扱う場合に文部省との連絡をひとつ密にしておきたいと思つております。もう一つ、映画祭についてです。これも政府レベルの行事として映画祭を行う、今度はいつになつております。これは政府の責任においてやるというふうなことだと思つてますが、この問題についてはもう十分内容的な検討をされているんでし

ようか。

○説明員(田島高志君) 先生がおっしゃいました文部省との協議それから連絡につきましては、従来も十分心がけてまいりましたが、今後なお一層御趣旨を体しまして協議、連携を保つていくように努力する所存でございます。

それから映画祭につきましては、これは従来も行ってまいりましたが、今後もし引き続き行っていく予定でございます。

映画祭につきましては、例えば一九八六年度の実績について御報告申し上げますと、日本の映画祭につきましては、十月十四日から三十一日までモスクワ、レニングラード、ナホトカで黒澤明監督の作品が紹介されました。それからソ連の映画祭につきましても、四月の七日から十五日まで東京、大阪、福岡等の場でソ連の作品が紹介されました。映画祭につきましてはかなり実績が重なっておりますし、今後とも重視してまいりたいと存じております。

○松前達郎君 これも推進をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、この十三条の二のところに、「広報資料を他方の国において配布する」ということが掲げられていますが、どうもこの辺が締結に至る原案のところで大分もめたという話は伺っておるんですけども、この辺はいかがでしょうか。内容的にどういふものかお聞かせいただけますか。

○説明員(田島高志君) 広報資料の配布につきましては、従来も政府の広報資料につきましては配布についての取り決めに基づいて行ってきたわけでございますが、我が国は、「今日の日本」それから「フォト日本」をソ連邦において配布してまいりました。他方、ソ連政府は「今日のソ連邦」を我が国において配布してきております。

しかしながら、現行の取り決めにおきましては、日本側の配布部数に上限がございます。それに対してソ連側の配布部数は上限がなく、無制限に配布できるようになっております。実際に

もソ連側の配布部数の方がかなり多い模様でございます。したがって、今後はこの協定に基づきましてこの配布部数につきましては日ソ双方で制限を設けないという方向で、この協定に基づく実際の手続に関する取り決めを結ぶべく現在交渉中でございます。

○松前達郎君 教育交流もこの中に入っておりますけれども、政府レベルでの教育交流というのは、これもまた文部省との関係になると思ひますけれども、内容的にどういふことを考えておられるのか。

この前ヤゴジンという高等教育省の大臣が日本にいられたわけですね。聞いてみますと、やはりソ連も教育改革をやっているんだと、この教育改革の内容というのが相当現代的でして、企業に入った、あるいは工場とかそういうところに入った者を再教育するやり方がどういふところか、教育システムの問題よりもそういった問題がどうも今非常に大きな課題になっているようなんです。いろいろ意見を交換してみますと、いわゆる青少年の交流というのが一番基本だということや、交流としてはそういう問題が大切なんだということや、こうも言っているわけなんです。こういうことを向うな方も含めて政府レベルで行うことをお考えになっておられるのか。これは外務省が直接やられる仕事じゃないかと思ひますけれども、何かありましたらお答えいただけますか。

○説明員(田島高志君) 教育交流につきましては、従来も学者、研究者の交換を取り決めに基いて実施してまいっております。それから覚書もございまして、それに基づきましてソ連の科学アカデミーあるいはソ連の高等教育省等との間で人物の派遣または受け入れ等を行っております。今後またこの協定に基づきましてこの分野における取り決めを別途つくる予定で現在交渉中でございます。

その他、学生の交流につきましてもこの協定は規定しておりますが、現在政府レベルにおきましては大学院生を初めとする学生の交換が行われておりません。今後は、この協定に基づきまして日ソ双方が、将来を担う、先生のおっしゃいますとおり若い世代の交流、これは大学院生を含む交流でございますが、この重要性を私も認識しておりますので、第七条第一項には両国政府は学生の交換を行うという旨を明記してございまして、これを踏まえまして、ソ連の間で大学院生を含む学生の交換に関する具体的な話し合いを開始しているところでございます。

○松前達郎君 文化交流についての協定についてはそのぐらいいいたします。

そこで、これは新聞記事で私見たわけなんです、ソ連の方から各大臣あてに招待が来ているというところで、招待されているんだけれども、どうも外務省が警戒して閣僚訪ソにストップをかけているという新聞記事があったわけなんです。その対象となつていのが農水大臣、厚生大臣、科学技術庁長官、それから文部大臣。これはそれぞれ、ソ連側からは閣僚級の人がたくさん来られていますから、そのときにばらばらに招待をするというのを、多分口頭だと思ひますが、そういうふうな申し入れがあったんじゃないかと思ひます。

この内容を見ますと、例えば科学技術庁長官がソ連に招待されて行くことは高度技術流出につながるんだというふうな、これは新聞記事ですから皆さんがそうお考えになつていられるかどうかはわかりませんが、そういう説明があるわけなんです。そういうふうなことについて何かコメントございますか。

○政府委員(長谷川和年君) 先生御指摘のように、ただいまいろいろ閣僚の方にソ連側から御招待が参つております。こういう閣僚の方の御招待に関するしましては、行かれる目的とか、向こうに行かれた際先方でのようなことが話し合われるかとか、こういったこともソ連側の意向も考慮しつつ現在慎重に検討中でございます。

その辺十分検討しながら行かれれば別に私は余り警戒する必要はないんじゃないか。例えば科学技術庁長官が、高度技術といひますか、先端技術のベテランであるかどうか、これはここまで言つてしまつて困るんですが、直接長官がそういうことについていろいろ情報を提供するということがどうも考えられないわけですね。そういうふうなことで、いろいろ外交日程がありますから、それぞれ皆さんお忙しいので行けない場合が多いんじゃないかと思ひますけれども、こういう記事が出ていたものから、外務省が横やりを入れていられるんじゃないかということや、その辺はちよつと気になつたもので今質問をさせていただけたわけなんです。例えば文部大臣あたりはこれはもう大いに行つた方がいんじゃないかと思ひますから、向こうからヤゴジンさんが来たわけですから、そういうふうな交流というものは、これは政治日程が許される範囲でできるだけやられた方がいいんじゃないか。

○國務大臣(倉成正義) 今先生のお話でございますが、例えば農林水産大臣ということになりまして、日ソ漁業交渉を従来もやっておりますし、目的がはっきりいたしております。その他の大臣の方々もそれぞれやはり訪ソということになりますと、性格を、何をやり、議論するのかがいろいろ事柄をはつきりすることが一つと、やはり政治日程、外交日程、いろいろ絡み合つて総合的に、ケイス・バイ・ケースで考えていくべきじゃないかと思つておるわけで、全部それがいけないうるか、外務省がチェックしているとかいふ筋のものではござ

ございません。それが今の基本的な考え方でございます。

○松前達郎君 その辺は、記事が出たということでお伺いだけでございます。

それから、今ちょっと申し上げたんですが、ゴルパチョフ書記長の訪日問題、これはなかなか具体的日程も上がってきませんし、恐らくいつになるかわからない、こういうことであるかと思えますが、これどうなんでしょうか。今日でもなお日本側としてはゴルパチョフ書記長の来日を希望しているのかどうかですね。その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 私が就任直後、ソロビョフ大使に対しましてゴルパチョフ書記長の来日を要請し、なおかつ、国連総会に出ました際にシェワルナゼ外相との会談の中でも問題を提起いたしましたわけでございます。その際、委員会でもしばしばお答えいたしましたとおり、米ソ関係もこれありというようなお答えでございます。が、来日問題についてはソ連側からその後まだ回答をいただけていないこととございまして、在駐ソの大使館等を通じていろいろ折衝はいたしておるわけでございます。

基本的には、我が方としましてはゴルパチョフ書記長の御来日はもういつでもお待ちしております。ただし、その際にはやはり北方領土という問題の前進が望ましいということについての我が方の考えを伝えていくわけでございます。ボールはソ連側にあるわけでございますから、ソ連の方がいつ御提案してこられるかお持ちをしております。そういうお気持ちであれば、もちろん元首、ソ連の最高指導者の訪日でありますから、やはりある程度の期間を置いて、政治日程等とやはり絡み合せて準備する必要がありますから、ある期間を置いての御提案ということが望ましいということでございますが、ボールは依然としてソ連側にある、いつでもこちらはお持ちを申し上げているというのが今の姿勢でございます。

○松前達郎君 トップですらかなかなか簡単にい

かないと思うんですが、一応表面的には日ソ間の平和条約の締結という問題が基礎条件だろうと思わうんですね。しかし、その前段としていろんなものが解決されなきゃいけない。これをどういうふうで調整されるか、両国間の懸案事項というのがどう調整されるか、このような問題が内部で検討され、お互いに見通しがある程度出てこない限りどうもなかなか訪日というのは決定しないんじゃないか。また、観光旅行じゃありませんので、内容がない訪日というのは恐らくソ連側もやらないと思うんですね。

ですから、その辺、今の北方領土の問題確かにありますので、これについても当然来られれば討議の対象になるわけでありまして、そういうふうな問題で事務的な接触をソ連側としておられるのかどうか、ただ一方的に求めてくださいということを意思表示をしたところでまっつちやっていますのか、その辺どうなんでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 種々のレベルでいろいろなお話し合い、その詳細がいかなるものかということとは申し上げる筋ではございませんけれども、相手側の出方を話し合っていることは事実でございます。望ましいというものは、これは国会決議の眼目であり、我が方の基本的な立場でございます。

ソ連の方としては、出口論と申しますか、それは最後に、いろんなことをやっただ後でその問題はどう考え方のようでございますけれども、おのずから双方の立場をどうやって結びつけていくかということではないかと思うわけでございます。先ほどの文化交流の問題についても、拡大均衡ということ、歌舞伎が六月から参りますし、一カ月ぐらいモスコとかレニングラード等で歌右衛門以下行ってやりますと、向こうから芸術座がお返しに来年来るといふように、そういういろいろな学術交流なり文化交流なり進めながらいろいろなことをやっていくということもその環境づくり

の一つじゃないかと思えます。同時に、国際情勢が非常に流動的でございますから、いろいろな御提案なりいろいろな場合がありましようから、それに対しては臨機に対応する心構えは十分持つておるつもりでございます。

○松前達郎君 北方領土の問題というのは国民の念願ということですから、当然この北方領土の返還という問題を討議することになるわけですね。前にも申し上げたと思うんですが、なかなかあの国は返還とかなんとかいうとうんと言わないわけですね、なかなか簡単にはのび込まない。言いは、国境線の画定とか、結果は同じであっても違う言い方をすると案外その辺乗ってくるんじゃないか。あるいは返還するんでも、主権だけをま

ず最初に認めさせるとか、後時間をかけて次の返還時期をいつにするとか、幾つかの段階があるかと思うので、これはここではこれ以上申し上げませんが、その辺十分おわかりなのでひとつ、中曾根さんじゃありませんが、粘り強く交渉ができるような体制をとっていただければと思います。

今度は経済面の交流ですね。これも、政治と経済の分離ということを前から政府側としての基本的な考え方として打ち出しておられるわけですが、最近になってウラジオストクの開放といいますが、そういうことをゴルパチョフ書記長が演説の中に盛り込んだ。その結果かどうか知りませんが、けれども、ことし沿岸貿易の見本市がウラジオストクで行われるわけですね。沿岸貿易一九八七見本市というんでしょうか、これに日本側も船をチャーターしてウラジオストクにいるんなら日本品を持つていくということが今行われようとしている。

これは見本市と言いますが、前回の委員会で対共産圏貿易の制限の問題を申し上げたわけなんですけれども、持つていったもの全部持つて帰ってきてしまえば、中身を置いてくるわけじゃないんでこれは余り問題ないかもしれませんけれども、これは経済交流を前提として考えるべきなのか、

ただ単に日本の技術のデモンストレーションをやっているのか、その辺とりよようによつては随分この意味が変わってくるんじゃないかと思うんですが、これについては大臣どういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) やはりそういう見本市が開かれるということは結構なことじゃないかと思わうわけでございますが、先生が今御提起になつて

いる問題は、あるいはゴムの問題等に関連しての、あるいは頭に置いてのお話ではないかと思わすけれども、そういう問題はやはりゴムの規定に従って我が国としては対応していくべきじゃないかと思つておるわけでございます。いずれにしても、いろいろ催して相互の理解が深まるということ結構なことじゃないかと考えておる次第でございます。

○松前達郎君 この見本市は昨年モスコでも行われたんですね。ちょうど私もそのとき見本市を見る機会があつたわけですが、非常に評判よかつたんじゃないかと思うんです。相当先端的なものが、ロボットなんか展示されておりましたから。もつともみんな困られてますから中身は見えないんで、ただ動いているのが見えているだけで、これはおもしろいと思つておるんですけども、しかし、こういうのをいっていいか、それは、逆にソ連自身がいわゆる民生品とか、そういう軍用品以外ですね、軍事産業的な面以外では非常に困っているんだという印象を彼らに与えることができるんじゃないか、ちよつと戦略的なことになりませんか。やはりそういう点が大きな成果だつたんじゃないか、こういうふう

に思わうんですね。だから、それじゃ今度は困るから何とかして技術を輸入したいというふうな意見も出てくるかもしれないけれども、これはこれとしてまた別の観点から見ていけばいい、できないものはできないと言えはいいということになるわけですね。こういうふうな経済交流、まあハイテクの分野

は別といたしまして、例えば木材ですとかあるいは農産品とかいろいろあるわけですが、この沿岸貿易というのは本来、昔は北海道はウラジオストクと直接貿易やっていたんですね。例えば小樽でとれるジャガイモとかそういうのをみんなソ連がないのですから輸入した。ですからそういうローカルな問題についてはある程度、目をつぶると言っちゃおかしいんですが、ある程度やってもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、経済交流一切やらないとしますとそういうものも比較的制約を受けてくる。

木材を今入れているわけですね。じゃ果たしてどの辺に限度があるか。コムの場合にも通産の方にお伺いして、何か基準がないと、余り明確におっしゃらなかつたわけですが、やはり先端技術に関するもの以外は貿易関係というものは今後推進をしていこうとお考えになつておられるのか、あるいは経済交流というのは政治的に見てソ連への制裁みたいなもので、制裁ということを含めてある程度制限していこうというのか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(長谷川和年君) ソ連との経済交流につきましては、先ほど大臣から申しましたように、互恵の観点から見まして広くとらえていく、要するに政治、経済いろいろの分野を含めまして全体的な観点からとらえてやつていく、したがって無原則な政経分離はとらないという考えでございますが、一般的な経済関係につきましては今後とも進めていくという方針でございます。

例えば来月には政府間の経済貿易協定も開かれます。あるいは貿易関係につきましても、通常の貿易は一昨年よりは昨年の方がふえているということもございます。今先生御指摘のように、昨年はモスコで日本の産業総合展示会がございまして、村田敬次郎先生が政府の特使としてこれに出られるとか、このように通常の貿易、通常の経済関係につきましても進めております。

ただ、もう一度申しませうけれども、互恵の原則のもとにおいて総合的な観点からとらえた中でや

つている、そういうことでございます。○松前達郎君 わかりました。それからもう一つ、ソ連に関する事なんです。書記長が日本に核が存在しているという事を言っているんですね。本人まだ来たわけじゃないのにそういうことを言っているわけなんです。これについてはどう評価をされていますか。

これは、例えばアジアにおけるSS20とかそういうたぐいの撤去の問題とか、いろいろありまね。INFの削減の問題が今ヨーロッパでは盛んに論議されている。恐らくこれはヨーロッパから全面的にINFの削減が行われていくんじゃないかと思うんですが、アジアに百基残す理由として日本には核があるということも挙げられていることになるわけですね。この辺について外務省としてどういう見解をお持ちでしょうか。

○國務大臣(倉成正君) 我が国は、先生御承知のとおり事前協議制度をとっておりますので、核の持ち込みの際は必ず事前協議の対象になるわけでございます。そのない限りにおいて核がありやうがないわけでございます。ソ連の側がどのような主張をされているか別といたしまして、我が国には核は存在しない、これが政府の立場でございます。

○松前達郎君 アジアにおける核の存在となると、日本は今おっしゃったようなことで核の持ち込みを許していない。たしか通過も許さないんです。許さないというか、事前協議の問題にかかってくるわけですね。韓国にはどうなんですか。これは核があるかないか、政府としてどういうふうにお考えおられるか。いかがでしょうか。

国に核があるのかないのかということにつきましては一切知る立場にないということでございます。

○松前達郎君 韓国にあるかないか、これは我が国の問題じゃないかもしれませんが、このくらいいいたします。でも、例えば今ヨーロッパで議論されているINFの場合、これは核搭載ですわね。ですからアメリカも、ヨーロッパの例えば西ドイツとか各国に配備されているパーシングIIなんというやつはみんな核が載っているという事はもう当然だというふうな解釈をしているわけですね。核の存在はヨーロッパにおいてはアメリカは明確にしているということになると思うんですね。アジアにそういう中距離ミサイルが配備されているかどうか、これもわかっているわけですから、もし配備されているとすると、あんな高いものの上には普通の通常弾薬を載つけないことではないんで、やはり必ず核が載つていっていると解釈するのが当たり前である、こう思うんですね。

ですから、恐らく書記長の言っているのは、そういうことも含めて何かSS20あたりの配備をアジアからゼロにしないということの理由に使っているんじゃないか、こういうふうな思ふんです。ですからそういう意味で発言がこういうふうにあつたんじゃないかと思ふんですが、これも今後INF交渉の進捗を見ながら、できればすべて撤廃してもらいたい、日本がそう申し入れてはいるはずなんで、その辺との関連があると思ふので、ひとつこれは注意深く見ていく必要があるんじゃないかと思ふんですね、この問題。

次に移りますが、ペルシャ湾がまた非常に緊張の度合いが高まってきたつたわけですね。前回の委員会では盛んにアメリカの日本いびりばかり申し上げたんですけれども、またまたこれを一つの種類にして、日本がペルシャ湾のタンカーの安全航行に対して金銭的に負担しろとか、あるいは日本の艦船を派遣しろとかいろいろな声ですが、これはアメリカ政府が言っているわけじゃないんですが、ア

メリカの中で起こつてきたつたわけですね。ソ連はソ連でまたクウェート沖で、クウェートがソ連の船をチャーターした、その船が機雷に触れて損傷をこうむるといふようなことがあつたわけですね。ですからソ連のフリゲートがこれをまた護衛していく。アメリカもやっている。何となく緊張がどんどん高まっているような感じがするわけなんです。

日本の場合、石油の輸入といいますが、これに關して全然そこから輸入してはいないわけじゃない。相当分を輸入してはいるわけですから、当然その結果としてアメリカあるいはその他の批判が、日本は何もしないという批判ですね。ただ乗り論といいますが、起こつてくる可能性があるわけなんです。これについてはまだ公式には恐らく何も言つてきてないと思ふんですが、必ず起こるだろうと予測されるので、その辺起こつた場合に、あるいは要望が来た場合に一体どういうふうに対処するおつもりなのか、その辺をお聞かせいただきたいんです。

○國務大臣(倉成正君) ペルシャ湾の安全航行の問題については日本といたしましては重大な関心を持つています。もちろんこれはペルシャ湾から日本の石油が約六割近く来ているということだけではなくして、世界のすべての船のペルシャ湾の安全航行について我々は常に重大な関心を持つておりますし、しばしば国連決議におきましてもこのペルシャ湾の安全航行についてはなされてはいることは御承知のとおりでございます。

また、しばしば私も現地におきまして、あるいはあらゆる機会をとらえまして、最近ではちょうどイランのシェイホレスラム外務次官が五月十三日に参りましたし、それからまたデクエヤル国連事務総長が参られましたから、そのときも私からこの問題に注意を喚起して、基本的にはやはりイラン・イラク戦争がおさまるといふことが基本の条件だから、イラン・イラク戦争の終結といふことについて真剣にひとつ取り組んでほしいといふこととでそれぞれ要望を強く申し上げた次第で



でございます。また、デクエヤルさんも私の要請を受けましてイランの外務次官との会談も行われた次第でございます。

したがって、日本または西洋諸国が非常に恩恵を受けることが多いということ、いろいろアメリカの議会の一部においても議論があることは承知しておりますけれども、これは基本的に世界の平和、それから繁栄のためにベルシヤ湾の問題というのは考えられるべき問題であろうかと思ひます。またいろいろのお話があればその段階でお話し合いをすることにならうかと思ひます。

○松前達郎君 受け身じゃなくてもうちよつと積極的にやりやうな問題、今おつしやうな積りな経過でやっておられますけれども、例えばお金を出せとか、あるいは直接艦船を派遣しろとか、日本はただ乗りであるというような批判が出てくることが予測されるから、もつと先に先手を打つて、いや我々の方はそうじゃない、このベルシヤ湾に平和が来るような努力を一生懸命やっているとだということですね、これを明確に少し打ち出していく。もちろん今までやっておられるけれども、さらに努力しているんだということを理解させるような何か方法をとっていかれた方がいいのではないか。

どうも今までのいろいろな問題が全部問題が起つてから後で対応するものだから、なかなか始末に負えないようなことが多かつたわけですから、プロパガンダと言つてはおかしいんですけれども、やつぱりパブリシティも含めてどんどんおやりになった方がいいんじゃないかと思つたものですから、ちよつと申し上げたわけでありまして、前ベルシヤ湾の問題はそのぐらいにしまして、前回ちよつとお伺いしようと思つてお伺いしなかつたわけなんです、光華寮ですね、これもなかなか大変な頭の痛い問題だろつと思つて、この光華寮、三権分立だからということで、政府が司法に介入できない、これ当然のことなんですけれども、六月下旬には日中定期閣僚会議が北京で開

かれるから、恐らくそこでまたこれが議題に上つてくるだろう、こう予測がされるんです。これはどうでしょう、光華寮問題、頭の痛い問題かもしれない、その後どういふふうな雰囲気が変わつたか、あるいはどういふ解決策をどうとされているかありましたらひとつお教えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(倉成正義) ちよつと光華寮の前に、先ほどのベルシヤ湾の問題。

あらゆる努力を果はいたしておるわけです。一々ここで御説明申し上げませんが、いたしておるわけでございます。ただ、なかなか決め手がないうるか、しかし、日本はイランに対してもイラクに対しても関係がございまして、手が汚れていないというか、そういう意味においてはいい立場にあるわけでございますから、兩國に対して、また兩國と非常に密接な関係のある國々に対する協議という形ではいろいろとはやっておるわけでございますけれども、何分非常に両方とも大変な対立関係にあつてなかなか思うように行つていないというのが実情でございます。今先生から御激励いただきました点は、ひとつ十分これから日本の立場ということをもう少し表に出るよう努力したいと思つてございまして。

なお、光華寮の問題につきましては、これはしばしば申し上げるやうに、今現在司法の系統によつて争われている民事事件でございます。しかも、三権分立、先生お話しのとおりでございますから、行政府としてこれに介入する、あるいは論評する立場にないわけでございます。また、この問題について中国側に誠意を持って冷静に対応していただくように強く希望をいたしておる次第でございます。この問題については田先生からも委員会でお話もございました。いろいろお答えしたわけでございます。重大な関心を持つて政府として見守つておるわけでございますが、ただ、行政府としてやれることにはおのずから日本の限界があるということは御理解賜りたいと思つてございまして。

○松前達郎君 ありがとうございます。  
○委員長(宮澤弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後三時まで休憩いたします。  
午後零時十四分休憩

午後三時四分開会

○委員長(宮澤弘君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○立木洋君 きょうとあしたにわたつて十一本の条約、協定を審議しなければならぬわけですが、特に私は特別協定とのかかわりできょうとあしたについて幾つかただしておきたい点をお尋ねしたいと思ひます。

本来この特別協定というのは、日本側が当然負担しなくてもよい米軍の駐留維持費を米軍の要求に基づいて負担するということ、そういう内容で、極めて日米関係の今日の状態を典型的に示しているものだと言わなければならぬと思ひます。私はこの問題については詳しくあしたお聞きしますが、きょうはこうした点での今日の日米関係をよりはつきりとさしたいために、地位協定十七条の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

一九五二年度から一九八六年度の、去年の十二月まで、裁判権の内容が規定されている十七条三項の(a)あるいは三項の(b)、いわゆる公務中における米兵、米軍属及びその家族の事故と犯罪の件数とそれによる死者の数、公務外の同様の事故、犯罪の件数とそれによる日本人の死者の数、これは予算委員会に資料を要求いたしました。求めた資料について言いますと、公務中の事故、犯罪が四万九百五十一件、死者が四百九十九人、公務外の事故、犯罪の件数が十二万六千九百九十九件、死者が四百九十八人、合計十六万七千八百五十二件、九百九十七人。これは当然一九七二年以前の米軍施政下にあつた沖縄の件数は含んでいないわけですが、この数字に間違いはないかどうか。いかがでしょうか。

○立木洋君 まず最初に、公務中の事故と犯罪でアメリカが第一次裁判権を行使した件数が何件あるのか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。  
○説明員(石川達雄君) 私どもで把握してあります人数と、先ほど防衛施設庁で説明ありました人数、若干事件との結びつきがはつきりしませんので不明でございますが、いずれにいたしまして、米国軍人に限定した統計は私どもの方ではとつておりません、法務省刑事局で把握しております合衆国軍隊構成員等、これは構成員のほかに軍属及びそれらの家族を含むわけでございますが、これに関する統計に基づきまして過去五年間、昭和五十七年から昭和六十一年についてお答えいたします。  
この五年間におきますところの合衆国軍隊構成員等の犯罪の検察庁における通常受理人員は九千二百三十八名に及んでおりまして、そのうち、今委員のおつしやいました公務中の犯罪人員の合計、つまりその人数は千六百六十八人でございます。

○立木洋君 もう一度、済みません、何年から何年まででしたか。  
○説明員(石川達雄君) 五十七年から六十一年でございます。

○立木洋君 第一次裁判権が行使されるかどうかということが通告されて、事件の内容によつては第一次裁判権の放棄を要求することもできるわけですが、アメリカ側に公務中の事故及び犯罪で第一次裁判権の放棄を日本側が要請したことは今までもありますか。

○説明員(石川達雄君) ありません。

○立木洋君 今言われたことで、五十三年の四月二十日に私は当外務委員会での問題についてお尋ねしたわけですが、当時の法務省の敷田稔、現在は矯正局長をやつておられますが、答弁によ

つて、第一次裁判権が当時までアメリカで行使されたのはゼロだというふうに言われ、そして、現に第一次裁判権の放棄を日本側がアメリカに要求したのもゼロだという答弁がありました。しかし、その点については園田外務大臣が、そのような運営上の問題についてはきちっとしなければならぬということをはっきりと約束されたわけだ。

先ほど私が施設庁の方にお尋ねした件数で言いますと、私が一九七八年にこの質問をしたわけですが、一九七九年からの八年間において米軍が公務中に日本で犯した事故及び犯罪は四千三十二件になつてはいるわけですが、この件数が米側によつてどのように処理されたのか、その内容について報告してください。

○説明員(石川達雄) 米側においてどのように処理されたかは私も十分承知いたしておりませぬけれども、軍事裁判、懲戒処分等を受けた者の合計は七十一名となっております。

○立木洋君 園田外務大臣は当時、「過去において日本が第二次裁判権を要求したことはほとんど皆無であるばかりでなく、どのような処置をされたのか、裁判にかけられたのか、どのような刑事処分を受けたのか全然わかってない」というところについての問題があると思うわけでありまして、今後は、この運用については日本側が積極的に米軍に請求するものは請求し、あるいは報告を求めるとは報告を求めるといふことから始めなければならぬというところを強く指摘をしていたわけですが、今の状態からいえば、その五年間の件数というものが千六百六十八件、そして懲戒処分を受けた者が七十一名、軍事裁判にかけられた者がゼロというところですね。

○説明員(石川達雄) 軍事裁判にかけられた者はゼロというふうには承知いたしております。  
○立木洋君 大臣、今までお聞きのように、第一次裁判権を米側が行使しなければならぬ、これは私は数字だけで問題を言えば、時間があればもっと詳しく言いたいわけですが、この事件の裏に

はどれだけ日本人が米軍の基地のために、米軍が犯した犯罪のために泣いて苦しまなければならぬ状態があるかということ、もう言わなくても御承知だと思います。だから詳しくは言いません。しかし、問題は、その第一次裁判権が何ら行使されてない。軍事裁判にかけられたのはゼロである。私が八年前聞いたときもゼロだ、今でもゼロだ。懲戒処罰にかけられたのが七十一名。問題は、重大な事件で我々は第一次裁判権を米側に放棄を要求することも地位協定上はできないけれども、それも一件も要求してないというものが実態だ。当時の外務大臣はこの問題を改めると約束したけれども、いまだに改められていないというのが公務中の事件についての状況です。そのことをまずよくお聞きおきたい。

次に、公務外の事故、これは当然日本側で第一次裁判権を行使することになるわけですが、この第一次裁判権が行使されたのは、先ほどの施設庁が出された数字で言いますと、これまでの期間十二万六千九百一件というふうになっております。もちろんそれだけ全部を調べるといっても、以前八年前に聞いたときに法務省の敷田さんが、以前このことは十分にわかりませんと言ったわけですね。だからそのときに、今後はきちっとこれを明確にしなさいということ、当時の外務省の北村さんと双方で今後はきちっとやる、運用上の問題についての責任を持つと言つて園田外務大臣が答えられた。

ですから、このすべての年間に起こった公務外の問題については私は今回は聞かないことにしますが、この八年間、一九七九年以降昨年の年末まで起こった米兵、米軍属の公務外の事故一万四千二百二十二件、それによる死者二十四名、この事件が第一次裁判権がどういうふうに行使されたのか、その処理の内容について報告してください。

○説明員(石川達雄) 先ほどと同じ期間になりますが、過去五年間、すなわち昭和五十七年から昭和六十一年までの数字で申し上げますと、公務外の犯罪人員の検査当局で受理しました事件数は

八千七十名でございまして、そのうち起訴した人員の合計は六千五十八人でございまして。  
○立木洋君 これは在留している一般アメリカ人を除いて、米兵だけですね。

○説明員(石川達雄) 先ほど申し上げましたとおり、私どもは米国軍人に限定した統計はとっておりませんが、この数字は構成員のほか軍属及びそれらの家族を含んでおります。

○立木洋君 これは、前回は敷田さんはそういうふうな言つていましたよ、米兵のあれはとつていない。しかし、日本というのは言うならば法治国家でしょう。どれだけの犯罪が何件起こつていくのか、それがどういふふうに行使されたか、全部明確です。この犯罪白書に、アメリカ人が日本に現在どれだけ登録しているかという人数まで明確に把握してあります。米兵が何名いるかというところまで明確な数字です。そして、しかも、問題は、地位協定という二国間の条約によつて結ばれたその十七条の施行状態がどうなつているか、この問題をそんなあまい扱い方をしている、そういうやり方が日本の政府のもとでやられている、そういうことなんですか。

○説明員(石川達雄) 先ほど委員の御説明のありました地位協定の十七条も、これは、「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、」云々と、こうなつておりました、私も現段階のところ、そういう構成員等ということ把握しておるということでございます。

○立木洋君 統計をとつていないという、あれはごまかしなんです。いいかげんなことをあなた言わないでくださいよ。

例えば六十一年度に出された犯罪白書の中で、外国人の登録が昭和六十年にどれだけなされていくのか。アメリカ人、アメリカ合衆国からの外国人登録二万九千四百四十四名、それからアメリカから日本に入国した数四十八万七千七百七十三名。ただの一人も間違いない明確に把握されているわけです。米兵の数幾らか。昭和六十年四万七千六百六十六名。大体合計して数字が五十五万八千。当時日本

に在留しているアメリカ人です。そのアメリカ人全体としてあなた方はひつুকつてさつき言つたような数字が出てくるんです。

だけれども、これは十七条の施行状態、地位協定の十七条に基づいて、実際に米兵、米軍属及びその家族がどれだけの犯罪を犯して、当然日本が裁判権を行使することができるのに、行つていなかったのか、行つたのかということが明確にされていない。そういう数字をあいまいにするためにこんな統計の出し方しかしてないというふうに見られたら、仕方がないじゃないですか。つまり協定というのは、国際条約というものはいいかげんなものではなくて、きちっと明確にその施行状態が政府によつて把握されていなければならぬ。そんな条約をそのようないいかげんな形でしか問題にされないというんだら、日本政府のやり方というのは全くでたらめだ、そういうふうには言わなければならぬじゃないですか。

条約を結んでいる状態が、その十七条の施行状態が一つも明確にされていない、そんなようなことをいいかげんにしているというふうな状態が法治国家と言えなくどうか。アメリカとの間で結ばれたこの日米安保条約に基づく地位協定がそんないいかげんなことであつていいのかわか。それは統計のとおりで問題です。日本政府の、基本的には課長さんだからあなたにだけだから、あなたは課長さんだからあなたにだけ文句言つたつてそれは仕方がないかもしれないけれども、しかしそういうことは、そういう統計とつていませぬということでは済むことではない。二国間で結んだ条約がどう実行されているのか。ましてや、いいかげんな途上国じゃないんですから、これほど日本の犯罪件数だつて明確にしていくんです。犯罪白書でもう一件も漏れなく全部明らかになつていく。それが米兵に関しては十七条のこの施行状態だけ明確にされない。そんなばか

なことがどこにあるか。  
そういうことで私は絶対納得できないので、大



臣、今の点についてのあなたの御所見をお述べいださう。

○政府委員(渡辺允君) この合衆国軍隊構成員等に対し刑事裁判権の問題につきましては、御指摘のような地位協定の規定それから合同委員会の同意等によって定められるところに従って政府としては厳格に対処しておる所存でございますし、今後ともそういう方針で対処してまいりたいと思っております。

○立木洋君 審議官、まだ大臣におなりになっていないんだから。私は大臣と言つて要求したんですよ。

そのときは、今から八年前に團田外務大臣も同じことを述べたんですよ、今後ちゃんとやりますと言つて。そして当時の北村さんも、それは公務外のことは日本で第一次裁判権があるんですからちゃんとやりますと、はっきりしたんです。それで團田さんはそのときに、「これは事務当局の責任ではなくて、事務当局はまあ非常に苦しい答弁をしていくわけでありまして、日本の外交なり日本の政治の姿勢であると考えております。どうも決められた規約あるいは協定、その中できちんと主張すべきものは主張し、やるべきものはやるということが相手の国によってどうも弱き強きがある、こういう日本の姿勢にあると考えますので、そういう点も十分注意をして今後運用をやりたい」とはっきり約束したんです。昭和五十三年四月二十日、私に約束したんです。これはこの外務委員会におられる方みんな知っていますよ。

○國務大臣(倉成正君) もちろん、米國との相互安全保障条約第六条に基づく地位協定の十七条に關して今いろいろお話ししてございますけれども、これについての規定を厳格に遵守していくように最善の努力をこれからもいたしていくということではないかと思ひます。

要するに私は、團田さんがいろいろおっしゃっていることとございますけれども、主張すべきものは主張する、やるべきものはやるということですが、一々その内容についてお答えするというこ

とではなくて基本的な姿勢をお話しになつて感ぜがいたします。私といたしましても、日米安保条約に基づいて日本を防衛するという米軍の存在、そしてその米軍の活動という一つの問題と、周辺住民への影響という二律背反の問題があるわけでございます。したがつて、一方においては住民の理解と御協力を得るということも必要でございますし、また同時に、米軍との接触を通じて米軍に住民の安全確保ということも必要でございます。そういうことが大切だと思ひますので、今後ともそのような努力をさせていただきますと思ひます。

○立木洋君 團田さんが当時一般的に述べられたと言つても、そうじゃないんですよ。私は四項目の条件をちゃんと出して言つて、その三つ目には、「公務外のものについて、これは第一次裁判権を完全に行使する。さつき言つたような一生懸命やっておりますけれども、統計が出ないのでわかりません」というふうなことはなくて、やつていたのだと。第三項目に要求したんです。それに対して外務省の北村さんが、「これはもちろん日本が第一次の裁判権を持つ問題でございます。ですから、これは先生のおっしゃるとおりでございます。」「こう言つた後に、事務当局の答弁は大変苦しい答弁だ、これは政治上の問題だから政府としてちゃんとやります、そういうことを言つていられるんですよ。これはもう時間がなからこれ以上あれですが、私は、こういうことがきちつとできない問題があると思ひます。

私がここに持つておりますのは、一九五七年一月二十二日付のアメリカの國務省極東調査部作成の情報報告、これは極秘の文書です。題名は「米國との安全保障取り決め改定についての日本の要望」という内容になっております。これは後で原文をお渡しします。外務省で調べてください。これには、当時日米安保条約上の実行上の問題で日本政府との間でどういうやりとりがあったのかということと詳しく書いてあります。そのうちの二つにこの十七条の施行問題があ

る。十七条の施行問題については、当時御承知のように日本側で一番最初にアメリカ側と取り決めた点について言いますと、これは昭和二十七年で、そのときには、日本におけるすべての米兵、米軍属の裁判権は公務中や公務外の規定なくすべし米側が行うということになってた。しかしNATOはそうではなかつたんですね、NATOと米軍との関係では、それが取り決められた後、日本政府もアメリカ側との間で結局、公務中の問題については第一次裁判権をアメリカ側だ、公務外の犯罪に關しては日本側が第一次裁判権を有するということふうな内容のものをつくつたわけなんです。これが現行の地位協定にまで引き継がれている、行政協定が、当時の内容としては。

ところが、この出した報告書の中にはこのように書いてある。この交渉の中で最も大きな問題をつくり出したので、この問題に關しては、NATOの定式がアメリカとNATOとの関係において発効した後はNATOの定式化を日本に適用する。それまでの間は米軍は在日米軍要員に対しほとんど完全な裁判権を保持するという趣旨の妥協によつて解決された。ところがしかし、秘密了解、シークレットアンダースタANDING、この秘密了解によつて、日本側は一般に裁判権を放棄すること同意している。こういうふうな、この極秘と称せられるアメリカとの安全保障取り決め改定についての日本の要望、國務省極東調査部が作成した文書の中には書いてある。

もう一つの文書の中では、これは一九五七年一月に出された文書、ホワイトハウス、フランク・ナッシュの大統領あての報告書、「米國の海外軍事基地——付録」、それにも極秘というふうになっております。この部分についても日本側との取り決めがいろいろなされた、裁判権の問題に關して、これらを補足するものに秘密覚書があり、これの中で日本側は、日本に対する物質的な重大性がある場合を除き、日本の第一次裁判権を放棄することに同意する、こういう文書があるから、問題は、こういう秘密取り決めがあるからあな

た方は、第一次裁判権が日本にあるにもかかわらずその明確な行使を明らかにしないでいまいにしておくというやり方をとつていられるのではないかと。だから私は、もう時間ありませんからこれ以上質問ができませんけれども、この問題に關して外務省がきちつと当時の資料も調査を米側にも要求をして、この文書をお渡ししますから、きちつと調査をして、その結果を当委員会に報告するように要望したいと思ひますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(倉成正君) 書類をよく拝見さしていただいて、検討させていただきます。

○立木洋君 委員長、ちよと済みません。お渡ししておきます。(資料を手渡す)

○國務大臣(倉成正君) 今ちよつうだいたしたしたので、よく検討させていただきます。

○立木洋君 最後に一言だけ。時間が若干過ぎて申しわけないんですが、これ非常に私は重要な問題だと思ひます。結局、兩國間におけるいわゆる条約上の問題が、施行、運用がいかげんに、あいまいにされている。しかもそれが、いろいろ言われているという米側の文書によれば、秘密取り決めの覚書があるというふうなことでその地位協定の実施状況がいまいにされる。私たちはもちろん日米安保条約や地位協定は反対です。しかし、政府間の取り決めにおいてすらそういうふうなあいまいなやり方をしているということが明確になつていくわけですから、これはあいまいにしておくことはできない。

これは先般も明らかにしましたように、核問題に關してだつて秘密取り決めがあつたということが問題になつていくわけですから、この問題は政府の責任において明確にしていただく。そうしなければ、日本の政府がこれほど二國間の条約に対して全くあいまいな、いかげんなやり方をしているのだとどれほど言われても仕方がない。そういう結果になるというのを私は厳しく指摘をして、明確に速やかに解決されるように、明らかにされるように要望して、私の質問を終わります。

○田英夫君 まず、本日議題になっております国家代表等に対する犯罪行為防止条約と人質行為防止条約、この問題に関連をして一、二御質問をしておきたいと思ひます。

前者の方は昭和五十二年にたしか発効していると思ひますし、それから後者の方も五十八年に発効していると思ひますが、以来大分時間がたつていてるという印象を持つんですが、その間に何か国内法あるいは国内の手続というふうな意味を含めて事情があつたんでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) お答え申し上げます。ただいま御指摘の二つのテロ対策の条約でございますけれども、我が国政府といたしましては、当初作成の段階から非常に積極的に参加してまいりまして、またそれが採択されました後におきまして、このような条約ができるだけ早く発効し、また我が国も締結すべきであるという認識で努力をしまつたわけでございます。ただ、同時に、これらの条約につきましては御案内のように刑罰法規を含んでおります。また、犯罪が行われまして、テロ行為が行われました領域だけで裁判権を設定するというのではなしに、もっと広く、いわゆる世界主義の立場から広い管轄権を設定する義務があるというふうなことがござい

ます。そういうようなことがございますので、これを批准するに当たつてどのような国内立法が必要かということであるという検討をいたしました次第でございます。また、その間各国の法制等の調査もしてまいりました。特に外務省、法務省が中心になります。幸い、その結果、その間におきまして各国の考え方等も明らかになつてまいりましたし、また我が国の刑法関係の改正の方向というものもめどがついてまいりましたので、そこで今国会におきまして刑法等の改正とともにこの条約の締結につきまして御承認いただくべく御提出したというのが経緯でございます。

○田英夫君 この两条約に直接関係はないんです

けれども、やや似た条約でハイジャック防止条約と言われている、この条約との関連の方が深いわけですが、現在もこの条約にもちろん基づいてということが言えると思ひます。日本でも各空港で荷物の検査あるいはポディーチェックというふうなことが行われている。この問題についてお尋ねをしたいんですが、お尋ねといひますか若干私の意見を申し上げたいわけですが、

ハイジャック防止条約がこの外務委員会にかつたときにも私は実は官外務大臣にいろいろお尋ねをし、議論をしたことがあります。同じことを今また申し上げなくちゃならないのは大変残念なんですけれども、私は、現在日本の各空港で行われている検査、チェックというのに対して非常に疑問を持つております。それは人権とかかわりて疑問を持つておられるわけです。

私は、勝手につくつた言葉ですが、民主度という言葉を使いたくないんですけれども、このやり方は民主度をあらわしているんじゃないかとさへ思ひます。結論だけ言つてしまえば、今日日本では、金属探知器のところを通して、そしてプザーが鳴ればだれかれの見境なく片っ端からポディーチェックをやる、女性は女性がかかる、こういうやり方をとつております。ところが諸外国の例を見ても低いとこらによつてその違いがあるというふうに思ひんですが、日本のやり方は私は民主度が非常に低い。

残念ながら我々日本人は公衆の面前でポディーチェックをされるというところに余り拒否感を持つていないのかもしれないが、私は考えてみればこれは重要な人権の問題だと感じておられるわけです。公衆の面前でポディーチェックをされるというところは、ハイジャックを犯すかもしれない人間だといふ疑いを持たれたという言い方すらできるんじゃないか。

私も、ある国内空港でプザーが鳴つてポディーチェックをしようとしたから、私は絶対にそれを拒否する、人権上ああいうやり方は認めない

といふことで拒否しました。そうしたら、実は山形空港でなければ、私一人が拒否したために全日空の飛行機は飛ばないといふことを言つたんですね。それで私は大いに論争をしたことがありますが、これはポディーチェックをしてる人自体警察官ではありませんから、いわゆるガードマンです。法律上人のチェックをできる権限を持つていないといふこともあります。そういうことで私は今のやり方に対して非常に疑問を持つております。

運輸省の方おいてはなつておられると思ひますが、もちろん航空各社と御協議の上今のようなやり方をとつておられると思ひますが、政府としてのこのやり方に対する御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○説明員(大竹勇二君) お答えいたします。空港におけるハイジャック防止のための保安検査は、運送約款に基づき、旅客の同意のもとに検査を実施することとなつており、検査の実施に当たつては事前に旅客の承諾を求め、旅客の人権に配慮し、極力不快の念を与えないように検査を実施するよう航空会社を指導し、徹底させているところでございます。

○田英夫君 警察庁の方、今までにあれだけ大変御努力をされ、また乗客側も不愉快な思いをしなからあつたことをやつておられる。ハイジャックといふことをやる者がいるんでこれはやむを得ないことではあります。今までのああいう努力で、未然にハイジャック犯人といひましたら、やろうとした者を防いだとか逮捕したとか、そういう事例があつたらお知らせいただきたい。

○説明員(半田嘉弘君) いろいろ危険物等を持ち込むのを防いだ例はたくさんございますが、今おっしゃいますように、それがハイジャックの防止であつたかどうかといふのは必ずしもわからないところでございます。

したがいまして、御質問のとおりのお答えにはなりません。今運輸省の方から御説明のありましたようなこと、それから警察官もそれに協力し

ていろいろなことをやつておられますが、けん銃でありますとか猟銃でありますとか、それからいろいろな刀剣類、そういうものの持ち込みを防いだ例がたくさんありますこと等からいひますと、まあハイジャックまでつながつたものを防止し得たものといふふうな考へておられます。

○田英夫君 この問題は、余り時間がないんですけれども、ああいうことをやつておられること自体で未然に防いでいるといふことを私も認めます。またああいう努力をお互いにやらざるを得ないといふ残念な状況といふことも認めるわけですが。運輸省からもお話がありましたように、人権に配慮してといふことを私はもつとも重視していただきたい。

そこで、外国の例を申し上げますと、一番私はすぐれていると思ひましたのはスイスのチューリッヒです。ここは、待合室に入つていく手前にカーテンで仕切りまして、布で仕切って電話ボックスぐらいの大きさのスペースがずつと二十ぐらい並んでいました。男と女と入り口が違つてそれぞれ入るんですが、中に男性、女性のそれぞれ係官がいて、そこで人の見えなかつたところで手荷物とポディーチェックをやつて通す。それからアメリカあたりでは、手を使うポディーチェックではなくて、金属探知器をさわつて調べるといふ、これも随分印象は違つたと思ひますね。

それからほとんどの外国でやつておられるのは、あらかじめ持つておられる金属のもの、万年筆からかきとかそういうものを全部出して、それでお盆なりかごに入れさせて、それは横を通して人間の体だけが通る、そうすればほとんどの人は鳴らない。それでも鳴つた人はカーテンのところへ連れていつてチェックをする、こういうやり方をとつておられるところが多いと思ひます。官外務大臣時代に私、大臣にお聞きしましたら、私はちゃんとポディーチェックを受けましたとおっしゃつたから、大臣がああいうところをお通りになると思ひな

しと私はそのとき嫌みを申し上げた記憶があります。

どうぞひとつ運輸省を中心に、今申し上げたようなことを航空各社とも協力をして御配慮いただきたくたいことだけ申し上げておきたいと思ひます。

次に、S D Iの問題について、短い時間ですがお尋ねをしたいと思います。S D Iについては、昨年の九月九日の官房長官の談話、S D I研究計画に参加をするという方針を打ち出された談話がありますが、このお考えは現在も変わっておりませんか。

○國務大臣(倉成正君) 変わっておりません。

○田英夫君 ここにありますのは、「本構想が非核の防衛システムによって弾道ミサイルを無力化することにより究極的には核兵器の廃絶を目指すものである」とのレーガン大統領の説明を受け、「そして『本件研究計画に対する理解を表明してきた。』というふうにつながっているわけでありまして、今も変わりが無いということになります」と、S D Iは非核の防衛システムであるというお考えが変わりないというふうにお受け取ってよろしいでしょうか。

○國務大臣(倉成正君) そのとおりでございます。

○田英夫君 これは、今やもうそういう考えを持っておられるのは日本政府とレーガン大統領だけではないかというふうにお尋ねするわけでありまして、そのお答えは世の中では、世界では余りも通用しなくなっているというふうには考えているんです。

それでは、核兵器というものはどういふものかということをお尋ねしている国際条約がありますでしょうか。——じゃ私の方から申し上げます。

いわゆるトラテロコ条約第五条、これは中非核地帯を定めた条約ですけれども、その第五条に核兵器の定義とはつきり書いてあります。私の知る限りでは、国際的な条約の中で核兵器を定義している条約はこれ一つだと思ひますが、その条文は、核兵器とは、核エネルギーを制御されない方法で放出することができる装置であつて、戦

争目的に使用することに適した一群の性質を有するものをいふ、こういうふうにお尋ねするわけですか。

御存じのとおり、トラテロコ条約というのは中南米各国がメキシコを中心としてつくりました非核地帯条約ですが、したがつて核兵器というものを定義する必要があつたのは当然であります。しかも、これも御存じのとおり、つくらず、持たず、持ち込まずという非核三原則に加えて、その地域に対して核攻撃をさせないという第四の条項を加えて非核四原則になつておられるわけですが、つくらず、持たずは自分たちのことだけけれども、持ち込まずと核攻撃をさせないということは核保有国の問題であるから、核保有国にこの条約を認めさせなければ意味がないということ、附属議定書によつて核保有五カ国に対して署名を求めた。時間がかかりましたが、結果的に五カ国もこれに署名をいたしましたから、この五カ国もこの条約を認めたということに私は受け取つていいと思ひます。

ということ、この条約第五条の核兵器の定義というものは、核保有五カ国を含めて今や国際的に認められた定義と考へていいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○政府委員(渡辺允君) トラテロコ条約の規定、それからそれにかかわります当事国の関係というものは、先生今御指摘のとおりだと思ひますけれども、例えば我が国の場合には、この条約の規定をこれまた有権的に解釈する立場にはないということも言えるのではないかと思ひます。我が国の場合には、従来から申し上げておられますとおり、核兵器の定義をいたしておりました。これは、「原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器をいふ。」ということでございます。

いづれにいたしまして、ただいまの先生の御質問に對しまして申し上げられますことは、まず、S D Iは非核の防衛システムであるかとお尋ねがございましたが、非常に正確に申します

れば、非核の防衛システムを目標とした研究計画であるということであらうかと思ひます。その研究の中でごく一部、恐らく先生が念頭に置いておられますある種のレーザの研究をいたしておられるということであらうかと思ひますけれども、これは従来から米国のいろいろなところで説明もしておりますし、また実際に現在のS D I研究計画の内容等を見ましても、まだ非常に原理的な研究の段階でございまして、これがいわゆる核兵器に該当するものになるかどうかというものはまだ全くわからないという段階でございまして、

むしろ私も、現在の計画の進みぐあい等を見ておきますと、どちらかというところが使われる可能性というものはむしろ少ないのではないかと感じました。先生、米国の学者の説に御言及ございましたけれども、ある一部の学者は、このエックス線レーザというものが米政府の言つておられるほど使われ得るものではないということをお尋ねに、むしろ米政府のS D Iに対する立場を批判したりしているような例もあるわけでございます。

○田英夫君 この問題は大変科学の難しい問題ですけれども、しかし、今渡辺さん言われたとおり、いわゆる核爆発によつてエックス線ないしガンマ線レーザをつくり出して、それによつて相手のミサイルを破壊するということでありまして、先ほどの日本政府の御見解によつても、つまり核兵器の定義によつても、核エネルギーによつて相手を殺傷ないし破壊するということに当てはまつてくるわけで、その意味からも私はトラテロコ条約からも日本政府の見解からもこれは核兵器と言わざるを得ないというふうにお尋ねをいたしております。ただ、これはいろいろ議論のあることですから、

そこで、時間がないので、この問題は三十分や四十分で済む問題ではありませぬから、残念ながら先に進みますけれども、大臣御自身、昨年の秋の臨時国会で、アメリカが地下核実験をやつておられるのはS D Iに関連すると、ちよつとソ連との関係を引き合いに出されながらおっしゃつたんで、

そのこと自体新聞でも報道されて承知してありますけれども、アメリカのレーガン大統領もアメリカの地下核実験はS D Iに関連があるということをお認めしたという報道があります。そういうことで、渡辺さんの言われるようなことも一方で聞いておりますけれども、依然としてエックス線ないしガンマ線レーザということをお尋ねしているということも事実だと思つておられます。

そこで、S D Iは非核だということになりますと、日本の非核三原則ということにこれは関係がなくなる、もしS D Iが完成をしてそういうエックス線ないしガンマ線レーザを放射する装置を日本に持ち込んでくる、そしてそれを宇宙に打ち上げて、あるいは日本近海からということもあるでしょうが、そして対応することになつても、これは非核三原則に触れないということになるんでしようか。

もう少し御説明申し上げますか。つまり、これも難しいことで、まだアメリカもそこに到達したわけじゃありませんけれども、あらかじめ核爆発を起す装置を宇宙に打ち上げて、地球を回る空間に打ち上げておいて、そして相手が大陸間弾道弾を打ち上げたそのブースト段階で発見をして、すぐにエックス線なりガンマ線のレーザを照射して撃ち落とすということになりますと、宇宙空間にあらかじめそうした装置を打ち上げておくことはこれは宇宙平和利用の問題に触れてくるということ、今アメリカで言われているのは、あらかじめいわゆるポップアップ方式という形で、その装置を地球上、地上ないし海上に置いておいて、そして相手が打ち上げたことを宇宙空間で探知してすぐにそれを打ち上げて落とす。

しかし、最初のブースト段階というのは百八十分ないし二百秒と言われているので、三分か四分の間にそんなことができるのかと私の科学の力ではとても理解できないんですが、そういうことが言われているわけですね。そうなりますと、アメリカ国内にそういう装置を置いておいたんで、まあ想定されるのはソ連のミサイルですか

ら、間に合わない。西ヨーロッパないしアジアで言えば日本周辺にそうした装置を置くのではないかと、そしてポツアツ方式で打ち上げるのではないかと、日本にそうした核爆発を起してエックス線レーザを発生させる装置を持ち込んでくるという可能性が生じてくる、こういう議論につながるわけですよ。そうするとこれは非核三原則とどう関係になるのか。

政府がおっしゃるように非核兵器だということになれば、これを持ち込んでくるということはおあり得るわけですね。そうすると、相手側からすれば、そういうものが日本にあるということがわかれば事前にこれを攻撃するということがわくる、日本にとってはますます危険ではないか、こういう論点といましようか、論理になつてくる、こういうことを私は申し上げたいわけですか。

○政府委員(渡辺九君) ただいまの先生の御質問に対しては、実は現段階では非常に多くの仮定を置いてお答えせざるを得ないのではないかと申します。

まず第一に、我が国の非核三原則で申します核と申しますのは、先ほど私が申し上げました日本政府の定義をしております核兵器でございます。したがって、現在米国が研究をしておりますエックス線レーザなりガンマ線レーザというものがその定義に該当するようないわゆる核兵器になるのかならないのかという問題がまずございまして、これは従来から申し上げておるとおりでございます。

それからもう一つは、SDIは私どもとしては研究計画というふうな現在のところは理解をいたしておりますし、いずれにいたしましても、それ以降の段階、特に配備の段階等に至りました場合の私どもの態度というのはまだ何ら決定してないところなわけでございます。したがって、そのような前提を置いてずつとまいりました場合に、ある状態、先生の御指摘のような状態

ができた場合にどうなるかということになりますので、これは結局やはり一つ一つの前提に立ち戻つて、それがこうであればこう、こうであればこうということになりますし、したがって、一言で申し上げるといかにも非常に多くの仮定に立って今申し上げたようなところでとめさしていただきたいというふうな考えです。

○田英夫君 最後に、おっしゃるとおりまだ研究段階ですから、しかし一部の報道では、割合早い時期に配備するとうようなことをアメリカ政府は言い出しているということもありません。そこで、私どもにとつては、日本自身の安全の問題として、非核三原則とも照らして今から考えておかなければならない問題じゃないでしょうかという意味で問題提起をしたわけでありませう。

もう一つ、先走つたようなことを申し上げたのは、日本政府がサミット前にもアメリカとの間で研究参加を正式に決定され、協定を結ばれるのではないかとということが予想されておりますのであえてそういうことを申し上げたわけですね。現在の状況では、私が申し上げたようなことがあるにしても、前向き、私どもから言うところ前向きじゃないんですが、協定を結ぶという方向で、しかも近い将来結ぶという方向で進まれることに変わりはないんですか。

○政府委員(渡辺九君) まず、早期配備という議論がいろいろあるではないかと御指摘でございますが、確かに昨春秋以降米国内でその種の議論があつたことは確かでございます。ただ、その後米政府として到達したというふうにも私どもが理解しております結論は、少なくとも配備についてはここ一兩年の間現実の問題になることはない、配備の決定すら現実の問題になることはない、というふうな状況であるというふうな理解しております。また、配備が早く行われるというのを推進しようとしていた人たちの推進しておりますシステムも、いわゆるエックス線レーザ等を含みますような放射性エネルギーのものではな

く、むしろ従来型の運動エネルギーを基本にしたものであるというふうな理解をいたしております。それから我が国の参加の問題でございますが、これは昨年の九月の官房長官談話で明らかにいたしましたように、我が国の企業等に参加を希望される者がある場合に、その参加をできるだけ円滑にするための措置を講ずるようアメリカと話をするといいことを話をいたしております。これはいつまでもということは今申し上げる段階でございませぬけれども、できるだけ早い段階に日本側としてもアクセプタブルな形で了解をつくりたいということであるところでございませぬ。

○田英夫君 残念ながら時間がありませんので終わります。

○委員長(宮澤弘君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後三時五十六分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、国際開発協力基本法案(中西珠子君外二名発議)

国際開発協力基本法案  
目次  
第一章 総則(第一条―第九条)  
第二章 国際開発協力計画(第十条―第十三条)  
第三章 国際開発協力に関する組織等(第十四条―第十七条)  
附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、我が国が世界の平和と人類の福祉に貢献する上において国際開発協力が極めて重要であり、かつ、国際開発協力が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われ

るものであることにかんがみ、国際開発協力に関する基本原則その他の基本的事項を定めることにより、国際開発協力の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において、「国際開発協力」とは、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済若しくは社会の開発又は住民の生活の安定若しくは福祉の向上のため資金協力又は技術協力で国が直接又は間接に開発途上地域の政府又は国際機関に対して行うものをいう。  
(主権の尊重等)  
第三条 国際開発協力は、主権の相互尊重、平等及び内政に対する相互不干渉の諸原則に従つて行われなければならない。

(自助努力の支援)  
第四条 国際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民の自助努力を支援することを旨として行われなければならない。  
(住民の生活及び環境への配慮)  
第五条 国際開発協力を実施するに当たつては、開発途上地域の住民の生活及び環境に対する影響について、十分配慮しなければならない。  
(軍事的用途への転用の防止等)  
第六条 国際開発協力を実施するに当たつては、軍事的用途に転用され、又は国際紛争を助長することとならぬよう十分な措置が講じられなければならない。

(外国政府等との協力)  
第七条 国際開発協力は、開発協力をを行う外国政府、国際機関及び民間の組織と相互に協力しつつ、行われなければならない。  
(資金の確保)  
第八条 国は、国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力を必要とする資金の確保に努めるものとする。  
(情報の公開等)  
第九条 国は、国際開発協力に対する国民の理解

るものであることにかんがみ、国際開発協力に関する基本原則その他の基本的事項を定めることにより、国際開発協力の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において、「国際開発協力」とは、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済若しくは社会の開発又は住民の生活の安定若しくは福祉の向上のため資金協力又は技術協力で国が直接又は間接に開発途上地域の政府又は国際機関に対して行うものをいう。  
(主権の尊重等)  
第三条 国際開発協力は、主権の相互尊重、平等及び内政に対する相互不干渉の諸原則に従つて行われなければならない。  
(自助努力の支援)  
第四条 国際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民の自助努力を支援することを旨として行われなければならない。  
(住民の生活及び環境への配慮)  
第五条 国際開発協力を実施するに当たつては、開発途上地域の住民の生活及び環境に対する影響について、十分配慮しなければならない。  
(軍事的用途への転用の防止等)  
第六条 国際開発協力を実施するに当たつては、軍事的用途に転用され、又は国際紛争を助長することとならぬよう十分な措置が講じられなければならない。  
(外国政府等との協力)  
第七条 国際開発協力は、開発協力をを行う外国政府、国際機関及び民間の組織と相互に協力しつつ、行われなければならない。  
(資金の確保)  
第八条 国は、国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力を必要とする資金の確保に努めるものとする。  
(情報の公開等)  
第九条 国は、国際開発協力に対する国民の理解

を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、国際開発協力に関する情報の公開に努めなければならない。

## 第二章 国際開発協力計画

### (国際開発協力計画)

第十条 政府は、国際開発協力に関する調査の結果並びに国際開発協力の実施の状況及び効果を勘案して、毎年度の国際開発協力に関する計画（以下「国際開発協力計画」という。）を作成し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 政府は、必要と認めるときは、前項の承認を受けた国際開発協力計画を変更することができる。前項の規定は、この場合に準用する。

第十一条 国際開発協力計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度において行おうとする国際開発協力の対象とする国、事業の分野及びその分野における協力の方法

二 当該年度に開始される国際開発協力の案件で二年度以上にわたり実施が予定されているものについて、その案件の内容及び実施の期間

三 国際機関に対する出資等に関する事項

2 国際開発協力計画には、当該計画作成の基礎とした調査に関する報告、前項各号に掲げる事項に係る見込額その他国際開発協力計画の参考となる資料を添付しなければならない。

(計画に基づかない国際開発協力の禁止)

第十二条 政府は、第十条の規定により承認を受けた国際開発協力計画に基づかない国際開発協力を行つてはならない。ただし、災害に係る国際開発協力その他の当該年度中に緊急に実施する必要がある国際開発協力については、この限りでない。

2 政府は、前項ただし書に定めるところにより国際開発協力を行つた場合には、速やかに、当該国際開発協力について国会に報告しなければならない。

(国会に対する報告等)

第十三条 政府は、毎年、政府が国際開発協力に關して講じた施策に関する報告を国会に提出しなければならない。

2 前項の報告には、開発途上地域の経済の動向、生活水準の動向その他国際開発協力の指標となる統計及び国際開発協力の効果についてなされる評価に関する報告が含まれていなければならない。

3 政府は、国会に対し、必要な国際開発協力に関する資料を速やかに提出するよう努めなければならない。

## 第三章 国際開発協力に関する組織等

### (国際開発協力庁)

第十四条 国際開発協力に関する国の行政事務を一体的に遂行させるため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、国務大臣を長とする国際開発協力庁を置くものとする。

2 国際開発協力庁は、国際開発協力計画の立案、国際開発協力に係る調査、研究及び評価、国際開発協力の企画及び実施(他省庁の所掌に属するものを除く)その他国際開発協力に関する事務を行うことによつて、国際開発協力に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とするものとする。

3 国際開発協力に係る調査、研究及び評価、国際開発協力の従事する人材の養成並びに開発途上地域に派遣する者の訓練を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力庁に特別の機関として開発協力技術センターを置くものとする。

(国際開発協力事業団)

第十五条 国際開発協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務等を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団を設立するものとする。

(派遣される者の職業の安定)

第十六条 国は、国際開発協力のため開発途上地域に派遣される者の生活の安定に資するため、

職業の安定に關し必要な施策を講じなければならない。

## (団体等への補助)

第十七条 政府及び国際開発協力事業団は、開発協力をを行う地方公共団体、営利を目的としない団体その他の者で国際開発協力をを行う上で適当と認められるものに対して補助することができる。

## 附則

(施行期日等)

1 この法律は公布の日から起算して、第二章の規定は昭和六十三年度の国際開発協力から適用する。

(海外経済協力基金及び国際協力事業団の解散)

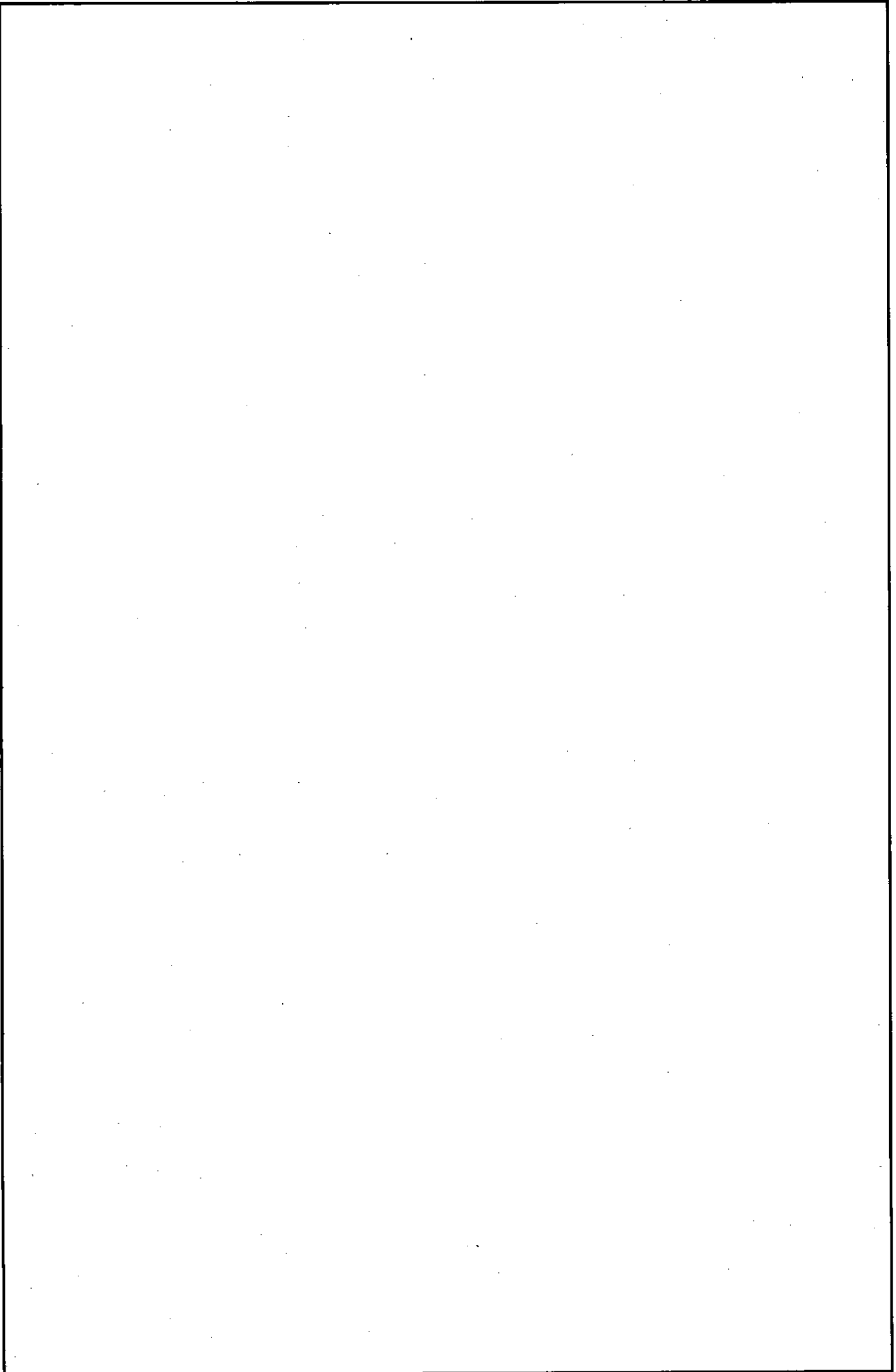
2 海外経済協力基金及び国際協力事業団は、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において国際開発協力事業団が承継するものとする。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十日)

一、國際的に保護される者(外交官を含む)に對する犯罪の防止及び処罰に関する條約の締結について承認を求めめるの件

一、人質をとる行為に関する國際條約の締結について承認を求めめるの件





第四部

外務委員会會議録第四号

昭和六十二年五月二十五日

【参議院】

昭和六十二年六月六日印刷

昭和六十二年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W